

## 死亡災害撲滅に向けた緊急要請（概要）

秋田労働局（局長 甲斐三照）は、「死亡災害撲滅に向けた緊急要請」を下記1の林業に係る関係団体等に対して行います。

秋田労働局では、本年10月から12月までの3か月間を「林業の死亡災害撲滅のための労働災害防止対策特別強化期間」と位置付け、今般の死亡災害が増加している現状を踏まえ、下記1の関係団体に対し、会員事業場の経営トップが率先し、下記2の事項について重点的に取り組み、確実に実施するよう要請を行います。

### 記

#### 1 緊急要請対象の関係団体

- ・ 林業・木材製造業労働災害防止協会秋田県支部
- ・ 秋田県森林組合連合会
- ・ 秋田県素材生産流通協同組合

#### 2 重点的取組事項

- (1) 経営トップが安全衛生に係る所信を表明し、労働者へ周知すること。
- (2) 経営トップや安全管理者等により、安全パトロール等を実施すること。
- (3) 事業場内の安全衛生管理体制を整備し、安全衛生活動の活性化を図ること。
- (4) 林業労働者に対する雇入れ時教育及びチェーンソー取扱特別教育等の安全衛生教育の徹底を図ること。
- (5) 伐木造材作業、集材作業、かかり木処理作業及び木材伐出機械等作業に係る安全対策の徹底を図ること。
- (6) 林業現場での労働災害防止のための基本的ルールを遵守させること。